

令和4年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等が行われました（「令和3年度税制改正大綱」より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月17日開催の税制委員会で令和4年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしました。その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、スマートフォンからQRコードを読み取るか、パソコンからURLを入力してアンケート設問画面へ入っていただき、4月22日（木）までにご回答をお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（以下の解説文）を参考にいただければ幸いです。

回答は自動集計されますので、下記の要領でご回答ください。

- ①スマートフォンの場合はQRコードを読取って、設問画面へ入っていただき、回答者番号を入力のうえご回答ください。



QRコード

- ②パソコンの場合はURLを入力してアンケート設問画面へ入っていただき、回答者番号を入力のうえご回答ください。

<https://page.altpaper.net/horen1/yakuin.html>

以前お伝えしました
↓ 番号をご入力下さい。

回答者番号

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

1. 法人税

【改正の概要】

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（15%）及び中小企業投資促進税制等の適用期限が延長されるとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種が中小企業投資促進税制に統合されます。

(2) 所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業における所得拡大促進税制について、雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直された上で、適用期限が延長されます。

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度が創設されるとともに、前向きな投資を推進するための措置等が講じられます。

(4) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

クラウド化等による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されます。

(5) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。

(6) 研究開発税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限が30%（改正前25%）に引き上げられるとともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限が2%（改正前6%）に引き下げられます。

(7) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しが行われます。

(8) 繰越欠損金の控除上限の特例（大企業向け）

赤字であっても前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得金額の50%）とする特例が創設されます。

(9) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられます。

2. 個人所得課税

【改正の概要】

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等

控除期間13年の特例の適用期限が延長され、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件が40㎡以上に緩和（改正前50㎡以上）されます。

(2) 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない措置が講じられます。

3. 資産課税

【改正の概要】

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

贈与税の非課税枠（1,500万円／令和3年4月以降縮小）が令和3年末まで据え置かれます（面積要件については、住宅ローン控除と同様の措置が講じられます）。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

4. その他

【改正の概要】

(1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されるとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。

(2) 税務関係書類における押印義務の見直し

税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書が求められている手続等を除き、押印義務が廃止されます。